キャリア形成促進助成金について

キャリア形成促進助成金とは

労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し、労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成する制度です。

具体的には、従業員の職業能力開発についての計画(事業内職業能力開発計画、年間職業能力開発計画)に基づいて訓練などを行った事業主に対して、経費と訓練期間中に支払った賃金の一部が国から助成されます。

<キャリア形成促進助成金制度の概要>

事業主が事前に訓練計画を作成し、それに沿って職業訓練を実施した場合に 訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を、国から助成してもらえます!



助成の対象となる職業訓練は、以下の助成メニューで分類されています。

[助成メニュー]

★:JASPECでの研修・セミナーが適用可能なコース

| ····· | | A DASPEC Cの研修・ビミノーが適用可能なコーク | |
|--------------------------|-------------|--|--|
| 支給対象となる訓練 | 対象 | 訓練内容 | |
| ● 雇用型訓練コース | | | |
| ② 重点訓練コース | | | |
| ★ ①若年人材育成訓練 | | 採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練 | |
| ②熟練技能 育成·承継訓練 | 中中小 | 熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練 | |
| ★ ③成長分野等・グローバル 人材育成訓練 | 小 企 業 | 成長分野や、海外関連業務に従事する人材育成のための訓練 | |
| ④中長期的キャリア形成訓練 | 業 以 外 | 厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座 (専門実践教育訓練) | |
| ★ 5育休中·復職後等人材 育成訓練 | | 育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 | |
| 〇 一般型訓練 | | | |
| ★ 一般企業型訓練 | 中小企業 | ①、 ② 以外の訓練 | |
| 一般団体型訓練 | 事業主 団体等 | 事業主団体等が行う訓練 | |
| 4 制度導入コース | ı | | |

[助成額・助成率]

()内は中小企業以外の助成額・助成率

| 支給対象となる訓練 | | 賃金助成 (1人1時間当たり) | 経費助成 | |
|-----------|--------|--------------------|-----------|-----------|
| ② 重点訓練コース | Off-JT | 800円 (400円) | 1/2 (1/3) | ①~④の訓練の場合 |
| | | | 2/3 (1/2) | ⑤の訓練の場合 |
| ❸ 一般型訓練 | Off-JT | 400円 | 1/3 | |

<訓練対象者>

雇用保険の被保険者(ただし、有期契約・短時間・派遣労働者は除く)が、助成の訓練対象者になります。

※ 事業主の方が受ける訓練については、助成の対象外となります。

<支給対象となる経費など>

[支給対象となる経費]

事業外訓練

入学料・受講料・教科書代など

(事業主以外の者が企画・主催 するもの)

(受講に際して必要で、予め受講案内などで定めているもの、消費税も支給対象経費に含む) ※ 受講生の旅費などは支給対象外。

⇒ 当センターで研修・セミナー(10時間もしくは20時間以上)を受講する場合、「事業外訓練」に該当します。

「支給対象となる賃金]

訓練期間中の賃金が、助成の対象になります。

・所定労働時間外・休日(振替休日を取得した場合を含む)は対象外になります。



*訓練コースなどにより賃金助成の対象外となる場合がございます。

[支給限度額]

● 経費助成の支給限度額は、訓練時間・訓練コースに応じて、1人1コース当たり7~50万円までです。

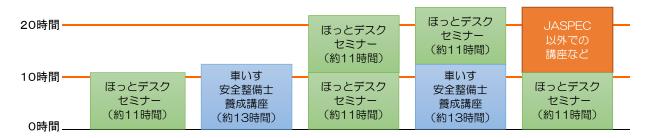
(例: ③「成長分野等・グローバル人材育成訓練」の場合、訓練時間が20~100時間であれば中小企業で15万 円、中小企業以外で10万円まで支給されます)

- 助成対象となる訓練コース数は、1人当たり1年度3コースまでです。
- 1事業所が1年度に受給できる助成額は、最大で500万円です。

<キャリア形成促進助成金の助成メニュー>

「助成メニューに共通する要件 (※JASPECでの研修・セミナーが適用可能なもののみ記載)]

- Off-JTにより実施される訓練であること
- 実訓練時間が20時間以上(「重点訓練コース」の⑤「育休中・復職後等人材育成訓練」の場合は10時間以上)



JASPECで開催するセミナー・研修は、<u>ほっとデスク年間定例セミナー(年5回開催)が各回約11時間</u>(テーマ「特殊寝台とそ の付属品、床ずれ防止用具」の回は345分)、車いす安全整備養成講座が約13時間です。

⑤「育休中・復職後等人材育成訓練」の場合はほっとデスク年間定例セミナーと車いす安全整備士養成講座のいずれか を1回、①「若年人材育成訓練」、③「成長分野等・グローバル人材育成訓練」の場合はほっとデスク年間定例セミナーを2 回受講するか、ほっとデスク年間定例セミナーと車いす安全整備士養成講座を各1回受講すると訓練時間の要件を満た します。また、JASPEC以外での研修等を組み合わせた訓練計画を作成することも可能です。

[JASPECでの研修・セミナーが適用可能な訓練コース]

◆若年人材育成訓練

訓練開始日において、雇用契約締結後5年以内で35歳未満の若年労働者に対する訓練を実施した場合に助成が受けられる 訓練コースです。

◆成長分野等・グローバル人材育成訓練

成長分野(注1)や海外関連の業務に従事する従業員に対して訓練を実施した場合に助成が受けられる訓練コースです。 (注1)対象分野は**医療・介護**、情報通信業、建設業の一部、製造業の一部などが含まれます。

▶育休中・復職後等人材育成訓練

育児休業取得者による育児休業中の訓練、復職後1年以内の訓練、または妊娠・出産・育児による離職後、子どもが小学校入 学までに再就職した労働者で再就職後3年以内に訓練を実施する場合に助成が受けられる訓練コースです。

-般企業型訓練

●「雇用型訓練コース」・②「重点訓練コース」以外の訓練です。(セルフ・キャリアドックの実施が前提です)

<JASPECの研修・セミナーにおける助成金の活用例>

中小企業事業主が、成長分野に指定されている「介護」分野での人材育成のため、従業員1名に (例.1) JASPECの2016年度「ほっとデスク年間定例セミナー」を受講させ、その経費等の助成を受ける場合 (※ 各回の1日目となる土曜日が、所定労働時間内になる場合の例)

① 当センター主催の「ほっとデスク年間定例セミナー」の研修時間

(第1回) (1日のみ) 345分 (第2回~第5回) **各回 690分** (初日 345分 + 2日目 345分) 第1回~第5回

研修時間総合計3105分 (51.75時間なので要件クリア)

② 対象となる経費 (入学料・受講料・教科書代など)

第1回受講料 10000円 + 第2回~第5回受講料 20000円 × 4回 = 90000円

③ 賃金助成の対象となる時間 (※セミナー各回の1日目となる土曜日が所定労働時間になるものとして計算) 各回 1日目345分 × 5回 = 1725分(約28時間)

④ 経費に対して支給される助成金

90000円 $\times (1/2) = 45000円$

⑤ 賃金に対して支給される助成金

28時間 × 800円 = 22400円





受講中の 賃金に対して 18400円 助成



セミナ -受講日時に発生する賃金

⑥ 助成金の総額は 45000円 + 18400円 = 67400円 (受講料の74%)

(例.2) 中小企業事業主が、成長分野に指定されている「介護」分野での人材育成のため 従業員1名に「車いす安全整備士養成講座」と「ほっとデスク年間定例セミナー」を受講させ、 その経費等の助成を受ける場合

(※ 各回の1日目となる土曜日が、所定労働時間内になる場合の例)

① 「車いす安全整備士養成講座」及び「ほっとデスク年間定例セミナー」の研修時間

車いす安全整備士 790分 (初日 460分 + 2日目 330分) 養成講座 (第1回) 345分 第1回~第5回 (第2回~第5回) 各回 690分

研修時間合計 3895分 (約69時間なので要件クリア)

② 対象となる経費

車いす安全整備士養成講座 受講料 38000円 + ほっとデスクセミナー受講料(第1回~第5回) 90000円

= 128000円

③ 賃金助成の対象となる時間(※セミナー各回の1日目となる土曜日が所定労働時間になるものとして計算) 各講座・セミナー 1日目の研修時間

= 2185分(約36時間)

④ 経費に対して支給される助成金

128000円 \times (1/2) = 64000円

⑤ 賃金に対して支給される助成金

36時間 × 800円 = 28800円





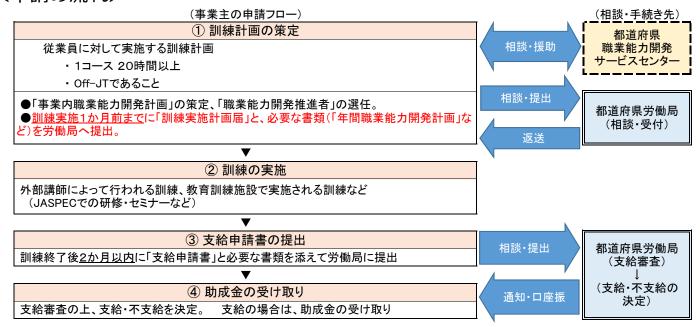
受講中の 賃金に対して 28800円 助成



セミナー受講日時に発生する賃金

⑥ 助成金の総額は 64000円 + 28800円 = 92800円 (受講料の72.5%)

く申請の流れ>



<助成金に関する留意事項>

- 対象となる事業主や支給対象となる労働者については要件がございます。訓練内容(コース)により要件が異なる場合もございますので、必ず、受給要件を労働局や厚生労働省ホームページ等でご確認ください。
- <u>訓練実施計画届の提出前に訓練を開始した場合、支給対象となりません。</u>当センター主催の研修・セミナーに助成金を利用される際には、セミナー開始1か月前までに訓練実施計画届などを労働局へ提出してください。

キャリア形成促進助成金の詳細については、以下のURLにて内容をご確認ください。

・【厚生労働省】キャリア形成促進助成金

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

-【厚生労働省】雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html

•【厚生労働省】都道府県労働局 所在地一覧

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

·【厚生労働省】助成内容 概要(PDF)

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/28gaiyou.pdf

・【厚生労働省】パンフレット(PDF)

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/280502pf.pdf

- 当センター主催の研修・セミナー等に係わる受給申請をご検討される際には、訓練実施計画届をご提出される前に当センターへご連絡ください。研修情報などのお問い合わせに対応させていただきます。
- 当センター主催の研修・セミナー等に係わる給付金の受給申請にあたっては、都道府県労働局の所定用紙に必要事項をご記入の上、当センター宛にお送りください。当センターに証明書類が到着後、返送には時間がかかりますので予めご了承ください。

※ 本資料についての注意事項 ※

本資料は、JASPECでの研修・セミナーを利用される事業主の方を対象に、2016年4月1日時点の厚生労働省の開示資料等を基にしてキャリア形成促進助成金の概要を紹介したものです。

受給要件や支給対象、手続きについても概要のみ記載しておりますので、<u>訓練実施計画届の提出や助成金申請の際</u> <u>には、必ず、厚生労働省ホームページをご確認いただくか、各都道府県の労働局へお問い合わせの上、手続きを進</u> <u>めてください。</u>

また、キャリア形成促進助成金は、都道府県労働局が助成金の支給・不支給の決定を行い、予算の範囲内で支給されるものです。当センターが助成金受給を保証するものではございませんのでご了承ください。

一般社団法人 日本福祉用具評価センター(JASPEC) 〒650-0047 神戸市中央区港島南町7-1-5 TEL:078-306-0556 Email:info@jaspec.jp